

一般財団法人稚内市スポーツ協会普及委員会規程

第 1 条 この規程は、一般財団法人稚内市スポーツ協会(以下「協会」という。)定款第 38 条第 1 項第 1 号の規定に基づいて設置された普及委員会(以下「委員会」という。)に関することを定める。

第 2 条 委員会は、次の事項について審議し協会理事会(以下「理事会」という。)の承認を得てこれを処理する。

- (1) 指導者育成制度の確立と地域及び職域のスポーツ指導者の活用に関すること。
- (2) スポーツ教室開設と地域及び職域の各種スポーツクラブ等の育成拡充に関すること。
- (3) 市民のスポーツ大会実施に関すること。
- (4) スポーツ振興と体力増強についての指導、調査、研究及び広報活動に関すること。
- (5) そのほかスポーツの普及に関すること。

第 3 条 委員会は次の委員をもって組織する。

- (1) 協会理事(以下「理事」という。)の中から協会会长(以下「会長」という。)が指名する若干名の委員。
- (2) 協会加盟団体の中から会長が選任する若干名の委員。
- (3) 必要に応じて会長が委嘱する若干名の学識経験委員。

第 4 条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 2 名以内

第 5 条 委員長は、第 3 条第 1 号により指名された委員の中から、理事会において選出し会長が委嘱する。

2 副委員長は、委員長が委員会に諮って選出し会長が委嘱する。

第 6 条 委員長は、委員会を代表し会務を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。

第 7 条 委員及び役員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 8 条 委員会の機構及び事業の基本方針その他重要事項については、委員会の議決を経て理事会の承認を得なければならない。

第 9 条 委員会は、委員長が招集しその議長となる。

第 10 条 委員会は、委員の過半数の出席で成立しその議事は出席委員の過半数で決定する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第 11 条 委員会には、必要に応じ小委員会を設けることができる。

2 小委員会は、委員会の議決を経て定める。

第 12 条 この規程の変更は、委員会の議決を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規程は、令和 1 年 10 月 1 日より施行する。